

平成22年3月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
政	策	部	古	賀	雅	章
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		大	曲	洋	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 8 号

3月19日（金）10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第2号議案 | 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2 | 第3号議案 | 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3 | 第4号議案 | 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4 | 第8号議案 | 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5 | 第9号議案 | 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第6 | 第10号議案 | 武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7 | 第11号議案 | 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第8 | 第20号議案 | 平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）
（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第9 | 第21号議案 | 平成21年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）
（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第10 | 第22号議案 | 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第3回）
（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 第31号議案 | 平成22年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第12 | 第32号議案 | 平成22年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第13 | 第33号議案 | 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |

日程第14	第1号議案	武雄市老人福祉センター設置条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第6号議案	武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第7号議案	武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第13号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第14号議案	平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第15号議案	平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第24号議案	平成22年度武雄市国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第25号議案	平成22年度武雄市老人保健特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第26号議案	平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第5号議案	武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第16号議案	平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第17号議案	平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第18号議案	平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第19号議案	平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第27号議案	平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第29	第28号議案	平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第30	第29号議案	平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第31	第30号議案	平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第32	第34号議案	平成22年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第35号議案	平成22年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第12号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第36号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第10回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第23号議案	平成22年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第37	意見書第1号	国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第38	意見書第2号	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第39	用地取得に関する百条調査の件	（用地取得に関する百条調査特別委員長報告・質疑・調査終了・委員会の廃止）
日程第40	閉会中継続調査申出について	（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時12分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第1号及び第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が各常任委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第4 第2号議案～第8号議案

日程第1．第2号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例より、日程第4．第8号議案 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例までを一括議題といたします。

以上の4議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び

に結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めていきます。

まず、第2号に対する報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第2号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、市が保有する情報に対するニーズの広域化、県内の自治体の状況等の観点から、市民以外の方にも広く公開することが、より開かれた市政の推進につながるものとして、公文書の開示の請求対象者について、「何人も」に拡大をするものでございます。

委員からは、請求権者の対象拡大に向け、どういう検証を行ったのかという質疑があり、執行部からは、当初、公文書の開示の請求権者の対象について、「何人も」にすることについては、当初、大量請求が非常に心配されるということで限定をしていたが、任意の請求は年に1件程度であったことから、今後、対応が可能ということで今回提案をしたということでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第3号議案に対する報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、国家公務員の給与法が改正をされ、本年4月1日から時間外勤務に関し新たな制度が導入されることから、武雄市職員の時間外勤務についても国に準じた制度の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、特に長い超過勤務を強力に抑制するといった目的で、職員が月に60時間を超える時間外勤務を行った場合、その60時間を超える部分について、後日、「代休時間を与える」、もしくは「超勤の割増率を上乗せして賃金を支払う」ものでございます。

委員からは、仕事がいっぱい入って、仕事を代替える人もいないなどで休暇がとれない状況のところもあると。今後、そういうところも注意をして進めていただきたいという要望がっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第4号議案に対する報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第4号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、国家公務員に準じ、退職手当に対する新たな支給制限や返納等の制度を創設するものでございます。

また、これらの処分に当たって、市長の諮問機関として「退職手当審査会」を設置することになっておるとの報告でございます。

委員からは、委員の数や委員の人選についての質疑がございましたが、委員の数、あるいはどういう人を人選していくのかということについては、今後、検討をしていくということでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第8号議案 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、旧武雄市の交通災害共済条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴い、条例を廃止するものでございます。

委員からは、廃止に伴う基金の残金についての質疑があり、基金については1,219万円の残金があるが、新年度の一般会計に繰り入れをして、交通安全のための施設整備費等の予算として計上をしておるとのことでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

論議の中で、廃止そのものについては、いわゆるほかの処理か代替の制度がありますから問題はないでしょうけれども、結局、そういう市営の場合は採算的には黒字が出て、それが交通安全対策等に使えるというようなことが今までずっとあってきているわけですが、いわゆる保険会社に委託するような格好の方式でやった場合に、そういうのが影響がどういうふうになっているかについての話もありましたか。論議の中でありましたか。それをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

その制度そのものを武雄市で今後やっていかないというのは、合併後、議決をして県のほうで対応するというふうに変えていっておりますので、その議論はもう決着したものでございますので、その議論はあっておりません。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

この機会にこういうお尋ねするのは適切なかわかりませんが、その制度については論議はあってないということですが、それはやむを得んでしょうね。それは当然だと思います。ただ問題は、武雄市が議員提案でそういう条例をつくってやった。合併でいわゆる県に一括するとか、保険会社が運用するという格好に変わってしまいましたけれども、實際上、せっかく武雄市のそういう制度によって交通安全対策とかそういうものが行われてきたのが、ただ合併ということだけでそういう結果としてはそうなっていますけれども、本当に制度をもとに戻したなら、もっと運用上よくなるんじゃないかと。実際事務的な手続とかそういうものは経費としてはかかっているわけですよ。前以上にかかっていますから、そういう点についての論議があったかどうかだけもう一遍聞かせてください。なければ、ないで結構ですけれども。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

その議論はあっておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第2号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第3号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5～第13 第9号議案～第33号議案

日程第5. 第9号議案 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例より、日程第13. 第33号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の9議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第9号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第9号議案 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、北方町において炭鉱閉山後に鉱害復旧を求め結成されました「志久鉱害被害者組合」についてでございます。現在、鉱害復旧は完了し、臨鉱法はなくなりました。本組合は排水機場の維持管理が主たる業務であり、「志久排水機場維持管理組合」に名称を変更するものとの説明を受け、本組合の経緯等を確認いたしました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第10号議案 武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例についてでございます。

この制度は、合併前の北方町独自のもので、合併までに借り入れました利子補給期間3年の経過措置期間の終了に伴い、条例を廃止するものです。

本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第11号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第11号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「黒髪の里」の指定管理の指定が本年3月31日に終了するため、新たな指定管理者の選定を行うもので、今回、非公募により、黒髪の里運営協議会とするものです。

委員会では、非公募に至った経緯、経過並びに当該施設の持つ特色や地域性について確認、議論がなされました。会員登録をし、農産品や焼き物等を出品されている方が約500人、この方々の出品意欲、並びにこの協議会の努力、意欲に配慮をしての今回の非公募ということには理解をいたしました。しかし、指定管理者制度の趣旨、さらによりよい施設となるために、今回は公募も視野に入れて検討すべきとの意見もありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第20号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）について報告をいたします。

今回の補正は、主に開設記念や通常開催での車券発売金の15億円の減額補正とサテライト三股、サテライト鹿児島島の投票機器借上料確定に伴う債務負担行為補正でございます。

委員会では、本場への客誘致のために、よその取り組み、アイデアを取り入れ、PRに努めるべきとの意見がございました。しかし、南九州サテライトでのナイター発売等の努力による経営効果は評価できるものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第21号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第21号議案 平成21年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について報告をいたします。

今回の補正は、給湯使用料の実績に基づく補正であります。今年度は、リーマンショックや新型インフルエンザの影響が想定されるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第22号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第22号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

本議案は、事業費の精算見込みによる補正でございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

委員会の論議の中で、新工業団地が着々と進んでいることはいいことですが、問題は、いわゆるあそこは相当ですよ、水源保安林というのですか、水源涵養とかCO₂削減のため木がいっぱいあるじゃないですか、団地全体が。その代替する木の植えかえというか、ほかの場所にどういうところに木を植えかえてCO₂、地球の温暖化を守るとか、あるいはそういうふうな論議があったかどうかをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

開発に着手する当時からその話は聞いておりました。最低限原野を開いて（発言する者あり）その話は今回はあっておりません。今回はしておりませんが、2年前からこの話はやっておりますので、最低限……

○議長（杉原豊喜君）

よかです。委員長、審査していないなら。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第31号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第31号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計予算でございます。

委員会では、直行バスの運用改善を含めた検討や電話投票のさらなる取り組みについて意見が出されました。

また、この競輪事業では、約150名の雇用創出もあり、健全な運営と従業員の努力に期待します。

4月17日からは開設記念競輪でございます。本場への多くの来客と売り上げ目標の達成に期待するものです。

本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第32号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第32号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計予算でございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第33号議案に対する報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第33号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算でございます。

本予算では、造成工事、取りつけ道路、公園緑地整備などの工事費のほか、登記事務に係る嘱託職員の人件費等の経費の計上でございます。

委員会では、県との負担割合について確認をいたしました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第9号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

これより第22号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第32号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第33号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14～第22 第1号議案～第26号議案

日程第14. 第1号議案 武雄市老人福祉センター設置条例より、日程第22. 第26号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の9議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教委員長の報告を求めます。

まず、第1号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。第1号議案 武雄市老人福祉センター設置条例について、本委員会に付託されました条例について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回のこの条例は、老人の福祉の増進を図るため、老人福祉センターの設置に合わせ、条例を制定するものであります。

運営は社会福祉協議会に委託、それと車の送迎はマイクロバスで回るよう下準備をしているということでありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

このセンターは、60歳以外の方も200円で利用されるというふうなことを書いてあるんですけども、それが、市長は、センターの管理上、必要がないと認めるときということ、お客さんが来たときに一々市長が必要がないか必要があるかの判断というのですかね、その辺について何か議論があったら教えてください。お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

「市長」と条例には書いてありますけれども、市の職員が所長を兼務するということで、市の職員がするということでもございました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

続きまして、第6号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

児童数の減少に伴い、武雄市立西川登小学校矢筈分校を廃止したいので、条例を改正したいということであります。

児童数は今後もふえる見込みはなく、地元との協議も重ね、区民総会や定例の教育委員会でも廃校という決定がなされたところであります。

施設の今後は、西川登の代表者、矢筈区の代表者、学校等と協議をしていただきたいと申し入れているということでありました。

本件につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第7号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、審査の結果を御報告申し上げます。

今までの御船児童クラブが、児童数に対して大変手狭で安全確保が難しい状況にあるので、「御船ひかりっこクラブ」、「御船ゆめっこクラブ」の2クラブに分割して運営するということでもあります。

条例第2条 名称及び位置を改正するものであります。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第13号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第13号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第14号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

続きまして、第14号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）についてでございますが、本件につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第15号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

続きまして、第15号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第24号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第24号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第25号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第25号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計予算について、審査の結果を御報告申し上げます。

質疑では、特別会計としては最終年度であるということの根拠法令は何かということがありました。この説明として、「健康保険法の一部を改正する法律」附則第39条の規定により、市町村は、平成22年度まで特別会計を設けることとされているという説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第26号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の結果を御報告申し上げます。

委員からの質問では、普通徴収の徴収率の見込みについては98%、また、特別徴収から普通徴収への切りかえについては、平成20年度が227件、平成21年12月末まで124件の変更がなされたという説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第1号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第7号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。（発言する者あり）

賛成、反対ははっきり聞こえるように言っていただきたいと思います。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

これより第26号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23～第33 第5号議案～第35号議案

日程第23. 第5号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例より、日程第33. 第35号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の11議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第5号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第5号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例について御報告をいたします。

審議の内容といたしましては、本条例議案は平成22年4月1日から施行される佐賀県屋外広告物条例の一部改正に伴い、条例改正されるものであります。

その内容といたしましては、手数料金額の変更はあってはいませんが、自家用広告物が新たに許可対象となったことなどから、字句の整理等が行われたものであるとのことでした。

武雄市の景観づくりに重要な役割を担う屋外広告物の規制誘導は、まちづくりに大きく寄与することや、武雄市がみずから地域に合った事務の遂行が期待できるものであるという説明を受けました。

その上で、改正されました佐賀県屋外広告物条例は、自家用広告物や公共広告物が許可対象に追加されるなど大幅な改正がされているため、改正の趣旨や経過措置等の住民周知が十分なされるようにとの執行部へ申し入れをいたしました。

本条例につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第16号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について御報告申し上げます。

主な審査内容といたしましては、農業集落排水施設使用料と農業集落排水事業費分担金については、その滞納繰越分について今後も収納対策の向上に取り組むとの説明がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第17号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第17号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

主な審査内容といたしましては、まず繰越明許費について、市街地の枝線管渠工事の際に汚水管理設箇所が道路が狭く、地元からの申し入れにより交通障害を最小限に抑えることを考えながら迂回路を確保しなければならなかったため、施工期間が長くなり、年度内完了が困難になったという説明を受けました。

また、市道小楠花島線を、より機能的に使えるよう整備するため、下水道終末処理場用地の一部を用途変更するため、国庫補助金の返還が生じたとの説明がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第18号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第18号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第19号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第19号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正は、主に国の内示変更や県負担率の変更に伴う財源補正となっており、その中でも、県負担率の変更について特に説明を受けました。

県負担率は平成21年度から変更されたもので、鉄道高架を含む県営街路事業に対し、それまで市町村負担率が10%（単独20%）となっていたものが、区画整理事業での県道整備に対して21.7%と不均衡になっていたものを一律15%に統一されたものであるということでした。

これにより、区画整理特別会計では、県支出金4,430万円が増額になり、市債等が減額されることになりました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第27号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第27号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第28号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第28号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第29号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第29号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第30号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第30号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、平成21年度末の進捗率は事業費ベースで65%となり、平成22年度末には松原地区の移転完了が予定されているということでございました。また、当初予算の主なるものは、歳出で、新幹線推進のための1工区の換地処分作業に要する経費や駅前道路に敷設する上水道工事が計上されております。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第34号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第34号議案 平成22年度武雄市水道事業会計予算について御報告をいたします。

審査の主な内容といたしましては、施設の老朽化がかなり進んでいるため、22年度からその施設更新に着手したいということでした。配水管更新については、当面、距離にして約8キロ分、金額にして2億円程度ずつとなるとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第35号議案に対する報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会におきまして本委員会に付託されました第35号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第5号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第16号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第17号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

これより第17号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第34号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第35号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

これより第35号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34～第36 第12号議案～第23号議案

日程第34. 第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）から、日程第36. 第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算を一括議題といたします。

以上の3議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、まず最初に、総務常任委員長に第12号議案に対する委員長報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案の主な内容は、事業費の最終見込みによる調整ほか、交付金等の確定及び最終見込み等による補正でございます。

本議案の主な質疑といたしましては、臨時財政対策債の交付税措置について質疑があり、執行部からは、償還に際して基準財政需要額の中で100%償還に対応していくという制度になっており、後年度、交付税措置で補てんをされるということでございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第36号議案に対する委員長報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

第36号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について報告をいたします。

本議案の主な内容は、退職手当の追加と国の経済対策に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について、交付金の追加配分がございましたので、事業費の増額を行うものでございます。

退職手当の追加分につきましては、退職手当基金からの繰り入れで対応しており、地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、議会開会後の3月2日付で第2次の追加配分の通知があったところでもございまして、追加配分された1,547万1,000円の増額補正をしておるということでございます。この歳出につきましては、6款1項5目の農地費、8款2項2目の道路維持費、5目の交通安全施設費に充てるということでございます。

本件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する委員長報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算につきまして、審査内容と結果について御報告をいたします。

主な審査の内容は、病院事業清算事業の中で、移譲後に生じる委託料の内容についての質疑がっております。顧問弁護士の相談委託料につきましては、市民病院で行われた診療行為に対する医療相談を引き続き委託するということでもあります。医療業務委託料につきましては、1月31日まで行われた診療のレセプト点検に係る委託料ということでございます。また、病院事業の清算については3年程度をめどに考えておるということでございました。

また、巨樹の会への派遣についての質疑がございまして、派遣については条例等に基づいて行っており、派遣に関する協定も締結しておるということでございました。人件費につきましては、市の業務である救急医療の推進及び地域医療との連携等、市民病院の円滑な移譲を行うための諸事務業務として行ってもらうということで、当初、市のほうで負担をして、後で巨樹の会と折半をするということでございます。

そのほか、消費生活相談員の委託料についての質疑があり、相談件数については平成19年度199件、平成20年度318件、平成21年12月末までにおいて295件ということで、年々相談件数がふえておるという答弁でございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第12号議案に対する委員長報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）、本議案は事業費の精算見込みによる補正でございます。

特に、駆除期間でのイノシシの捕獲数が昨年度に比べ大幅に落ち込み、1,374頭を見込んでおりましたが、632頭分の報償で済んだという実績でございます。被害対策も継続して努力していただくように意見がございました。

本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第36号議案に対する委員長報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第36号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第10回）でございます。

本議案は、国の第2次補正予算における地域活性化・きめ細かな臨時交付金で農業用排水路施設整備に対応するものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する委員長報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算でございます。

委員会では、各種事業の進捗や計画、各種補助金について確認をいたしました。

意見としては、企業誘致に関しては、博多港や伊万里港を含め中国に近いという利点を生かした中国関連も視野に入れた取り組みもしてほしい。緊急雇用を初めとする雇用対策においては効率、効果も必要でしょうが、とにかく雇用の場、仕事をふやす努力を検討してほしい。イノシシ被害対策では、今後のイノシシパトロールの効果に期待したい等の意見がございましたが、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長に報告を求めます。

第12号議案に対する委員長報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査の結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、年度末における精算を含めた内容で、主な内容は、3款2項1目、児童福祉総務費の20節、扶助費、3歳以上就学前児の通院に係る医療費助成の2,000万円の減額はどうかということに対して、執行部からは、21年度からの事業で、実績がなく、3歳未満の国保の診療を参考に積算したもので、1件当たりの単価についても800円の減であり、その分が減額ということで説明を受けました。

また、第10款3項、小学校費の警備委託料についても、平成21年度から5カ年の長期契約をしたことで、学校施設に限らず、また、ほかの施設まで合わせた契約を一括的に管財でされているということで減額になったという御報告を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

続きまして、第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算について、審査の結果を御報告申し上げます。

主な内容としましては、平成22年度からの子ども手当に係る費用負担については、児童手

当の費用負担割合を適用し、所得制限を設けないため、地方負担の増となる分については地方特例交付金により措置されるため、実質的な市町村の負担増にはならないという説明を受けました。

また、10款1項3目のスクールサポーター事業は、武雄市長と武雄警察署が協定を結び、少年法の知識を有する方を武雄警察署に配置していただき、学校に行き、少年非行に対する対応、指導、先生に対する支援をしていただくものと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長に報告を求めます。

まず、第12号議案に対する委員長報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について御報告をいたします。

審査の内容といたしましては、市道小楠花島線の改良について、戸樋渡橋より南側の整備についての質問がありました。執行部からは、合併前には市道小楠花島線を県道武雄塩田線へ接続したいという考え方はあったが、戸樋渡橋より南側については具体的な計画はないという説明でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第36号議案に対する委員長報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第36号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しまし

た。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する委員長報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第12号議案、第23号議案並びに第36号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第12号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第12号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第9回）に対し、反対の立場から討論をいたします。

反対の理由は、2款．総務費、2項．企画費、1目．企画総務費に計上されている386万6,000円の19節．負担金補助金及び交付金に関してであります。

内容を見ますと、九州新幹線鉄道武雄諫早間建設負担金の410万円、新産業集積エリア整備事業負担金17万円という内容であります。いずれも大型の開発事業であります。平成23年4月より分譲開始ということで、工業団地は進んでいるわけではありますが、総事業費28億円、武雄市負担分2分の1ですから14億円。

一方、新幹線九州ルートは、新しい政権のもとで幾らかの予算はついているとはいえ、フリーゲージトレインの開発経費は凍結という状態であります。私どもが行っている武雄市民アンケートでも賛否両論であります。新幹線については市民の合意を十分得ているという状況ではありません。46%を超える人たちが考えるべきじゃないかと、慎重に進めるべきじゃないか、あるいは反対だと、そういう意見が寄せられております。

こういう数字を見ますと、市民の十分な合意のもとに進められてきていると。これは武雄市独自の事業ではありませんけれども、県、国、そういうところに対してもきちんと伝えるべきじゃないかと考えております。ここはじっくり意見を聞いて、そして情報を提供し、市民の賢明な判断を求めるといことが大切ではないかと。

以上のことを指摘して、第12号議案については反対の意見といたします。

○議長（杉原豊喜君）

浦議員

○2番（浦 泰孝君）〔登壇〕

賛成の立場より討論をさせていただきます。

現在の経済情勢の厳しさ、また雇用問題の重要性をかんがみますと、工業団地の開発は武雄市においても必須の政策事業であります。

また、新幹線の問題につきましても、景気回復の起爆剤として必要不可欠な事業だと私も認識しているところでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算に対して、反対の立場から討論をいたします。

歳入から見ますと、市民の負担感は固定資産税にあらわれているわけでありませけれども、20年決算で見ますと、現年度分の収入未済額が9,361万6,000円、滞納繰越分で見れば1億6,900万円となっております。合わせますと2億6,348万6,000円が固定資産税に関する滞納分であります。

我々が実施しているアンケートを見ましても税の負担が重いと、そういう意見が多数寄せられております。22年度税率を100分の1.55から100分の1.48に引き下げると。当初予算で見ますと2,800万円の減と計上されております。合併前の山内、北方の国の標準税率100分の1.4で試算しますと25億4,557万円、100分の1.48で見ますと26億9,100万円、その差は1億4,543万円になります。ちなみに、従来の100分の1.55で見ますと28億1,831万円と。1.55から1.48にすることで1億2,731万円の負担減になるわけですがけれども、ここは思い切って1.55から1.4にするので2億7,274万円、これが地域経済にどう影響を与えていくのかと。いわば波及効果として見るならば、それが循環していつて地域の経済を活性化させる、そういう意味での税の軽減策といたしますか、こういう選択も必要ではないかと考えるわけであります。

歳出で見ますと、九州新幹線西九州ルートが地域振興連絡協議会、既に協議会費、あるいは既に同和関係予算は全国的にはもうその清算は終わっているわけですがけれども、佐賀県の場合はまだまだいろんな名目をつけて引きずっている。これは早く清算すべきだと、従来から主張しているところであります。

さらに、後期高齢者医療保険制度は、民主党は直ちにこれを廃止するとしていたものを3年後に引き延ばすと、これはまさに公約違反です。その結果、3款. 民生費、社会福祉費の繰出金では、保険基盤安定負担金として1億3,649万6,000円、事務費分が669万円、これが当初予算に計上されております。佐賀県後期高齢者医療広域連合事務費分としてさらに2,843万4,000円、合計しますと1億7,162万4,000円が繰出金としてあるわけであります。計上されております。

民主党政権は、国民への約束どおり、医療差別を行う、これは直ちに撤廃すべきだと、何回も繰り返しますけれども、このことが必要だと思います。少なくとも直ちに廃止をして老人保健制度へ戻すべきだと。老人保健会計は22年度が最終年度というふうに判断しているわけでありませけれども、これは早計過ぎると考えるものであります。

4款. 衛生費、1項. 衛生費に、6目. 病院事業清算事業として新たに目が設定されて、3年をめどにという説明がありました。本年度22年度は217万2,000円が計上され、説明によりますと3年をめどに行われるわけでありませけれども、ほかに昨年9月14日に協定が結ばれて、我々議会は何も知りませんでしたけれども、昨年9月14日に社団法人巨樹の会の鶴崎理事長と武雄市の間で交わされた派遣職員取り扱いに関する協定書によりますと、2人の市

職員を当面、平成22年2月1日より平成23年3月31日までの間派遣するとしており、派遣先の新武雄病院での役職は病院事務局長、要職であります。さらに、事務局次長だということでありました。

2人の人件費は14カ月で1,400万円、内訳は21年度分、2月、3月分200万円、22年度分1,200万円という説明を受けております。協定書の第4条では、市と巨樹の会で折半するとしておりますけれども、そこで問題として指摘したいのは、2分の1の人件費700万円ですけれども、これは協定書に基づいて、この4条ですね、歳入に上げておく、こうすることによって一つの担保、協定書を拘束する。歳入に上げて、最終年度、市の責任が何割なのかと――市長、首かしげんでいいですよ。黙って聞いとかんですか。そして、最終年度補正をして清算をする。こういう中身というのは、議会に何の説明もありません。委員会にも説明ありません。

3条に基づいて2人の職員の派遣期間中の職務についてでありますけれども、救急医療の推進及び地域医療との連携等市民病院の移譲を円滑に行うための諸事務業務、こういう内容が派遣期間中の職務として明確にされております。いわば、救急医療の推進、平成22年の2月1日から始めるわけじゃありませんから、救急業務はずっとやってきているわけですからね。あるいは地域医療との連携、これはことしの1月27日ですか、移譲に関する最終契約書の中には、向こう10年間医療業務を行うということと、あるいは年に1回評価委員会を設置する。評価委員会のメンバー、あるいは評価の中身、こういったことで地域の医療に対する要望を反映させていく。あるいは地域医療連携を進めていく上での医師会との話し合いですか、を煮詰めていく。これは当然といえば当然ですけども、ある意味ではトップの仕事ではないかと考えるわけであります。

移譲後どういう課題が残っているのかと。いわば、派遣期間の職務については大まかな協定がありますけれども、その中身がなかなか見えてこない。そういう点では、市が何割の責任を持つのか、諸課題に対して。残された諸課題といたしますけれども、残された諸課題に対して市が何割の責任があるのかと。あるいは機械どおりにぴしっとはいかないことはわかりますよ。引き継ぎの関係で見ますとね。武雄市民病院の設置に関する特別措置に関する条例、この中で職員を派遣することができる。このときの質疑では、いわば引き継ぎだと。引き継ぎだという論議はここで本会議でもされました。しかし、そのときに人件費の問題等々が出ておりませんでした。そういう市の残されている課題の市の責任というのが明確にされてない中で、2人の1,400万円の人件費を武雄市が2分の1であったとしても、そこに合理性があるのか疑問であります。よしんば合理性があり正当性があるなら、巨樹の会側の2分の1負担を歳入に入れて、協定書の効力を担保すべきだという指摘であります。

次に、スクールサポーター事業でありますけれども、これも本会議で質疑が十分になされなかったということもあるんでしょうけれども、この10款1項3目の負担金補助金及び交付

金ですか、224万円、私自身の頭の中には、このスクールサポーターというのは学校に常駐といますか、学校に籍を置いて、そこでいろんな助言をする、そういう役割だという認識をしておりましたけれども、先ほどの報告によりますと、このスクールサポーターという人は武雄警察署に常駐する。お金は武雄市が224万円払う。単独ですよ。一般財源でしょう。これは問題があるのではないかとということもあわせて指摘をしておきたいと思います。

次に、13款、諸支出金、1項の公営企業に関してであります。

工業用水道事業会計繰出金5,700万円、これは毎回、毎回ここでも質疑をしてきましたけれども、なかなか見通しが持てない状況、そして毎年繰り出されているわけですが、余剰水の多目的利用、水に色がついていませんから、余剰水の多目的利用、これをいかに拡大していくのかと。いかにあり余った水、開発し過ぎた水、これをいかに効率的に合理的に使っていくのかと。思い切って踏み出す、常に踏み出すべき時だと言っておりますけれども、5,700万円出す根拠、これは企業債に対する元利償還等々ですよ。ここはもっと合理的に市長をもってして、思い切った方向性を見出すべきじゃないかと、もう時間はありませんけれども。そういった見通しが持てない状況、これをいつまでも放置するわけにはいかない。

例えば、企業債残高の元利分、これは例えば繰り上げ償還をして元利分が幾らなくなるのか、あるいは繰り上げ償還するに必要な資金、この元利分がどうなのかと。これはバランスをとって見て、もし繰り上げ償還が可能であり、そちらのほうが財源の節約といたしますか、できるのであれば、あるいは工業用水道事業会計予算そのものをなくして、そして上水を多目的利用の中で使っていく、こういうことも十分考えていける内容ではないでしょうか。大いに今後検討が必要だろうということも指摘をしておきたいと思います。

以上のことを指摘して、第23号議案 平成22年度武雄市一般会計予算に反対の意見といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

賛成討論をいたしたいと思います。

今一番大きな問題として、病院問題が出されたわけでございます。あとの問題については、富永議員が今おっしゃいますように、当初予算であるので上がってから言えという話がございますし、病院問題については、ぜひ皆さんにお訴えしたいのは、医療の継続をどう考えていくかということとずっと今まで考えてきたんですね。

一番大きな問題として一昨年でしたか、8月11日でしたかね、救急医療を再開したと。そういう中で、北方のある子どもが助かったという非常に朗報もあるわけですね。だから、どの時点で民間と切りかえていくか、どの時点で医療をですね、医療は継続なんですよ。しかし、やり方の形態が民間であるのか、あるいは公的機関であるのかという違いはあるんです

ね。このつながが一番市民の皆さん方にとってつないでいくというのは大事だと思います。

中身を言いますと、ただいま事務局長さんと次長さんに給料をやるということですね。じゃ、仕事は何をやるかと。私は、一番大きな仕事は救急医療と、そしてまた地域医療をどうつないでいくかと、このことだと思うんですね。これは、私が一般質問でも市長は以前に言われましたけれども、やはり池友会に出して、当初私は言葉は悪うございましたけれども、もし移譲するのであれば、やはり市から人間を出して監視しなければいけないと。監視という言葉が当時使っております。地域医療連携については今、欧米でも非常に問題になっております。地域の連携というのはフェース・ツー・フェースですね。そういう形でやっていかれますので、心と心、顔と顔ということはあるんですよ。そういうことを考えてまいりますと、事務局長と次長がいるということは、これは山口昌宏議員の言葉ですけれども、重石を置くことと一緒だと。池友会に——巨樹の会ですかね。そういうことで1回真っすぐの全く違う巨樹の会と話すじゃなくて、やはりここに入っておくと。行政から逆に積極的に入っていく、これこそ地域連携がスムーズにいく要因だと思って、賛成をいたすところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論はございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩をいたします。

休	憩	11時40分
再	開	11時55分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37 意見書第1号

日程第37. 意見書第1号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

趣旨提案を申し上げる前に、文言の訂正を1字修正をお願いいたします。申しわけありません。

真ん中あたりの下からといいますか、「以上、地方自治法」の7行目でございますが、医療費の38.5%が「療」が「旅」になっておりますので、申しわけありませんが、「医療」に変えさせていただきますようよろしくお願いいたします。申しわけありません。

趣旨提案を申し上げます。

意見書第1号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえています。そのため、国民健康保険は事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず年々保険料が上がり、支払いが困難となっている世帯がふえています。国民健康保険には被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めている。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが、それ以降「保険給付費の50%」となっています。つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられました。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止されました。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っています。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提案させていただきます。

提出者江原一雄、賛成者大河内智、賛成者平野邦夫でございます。

どうか議員の皆さんの御賛同を得て、本議会で可決していただき、内閣総理大臣・鳩山由紀夫様、財務大臣・菅直人様、厚生労働大臣・長妻昭様へ意見書を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。趣旨提案を終わらせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

提出者に対して、基礎的なことについてお尋ねをしたいと思います。今、医療費の増加とともにということで提案をされまして、私もこの点については大変不勉強でありますので、国民医療費の推移が具体的にどういう形になっているのか。そして、その中で国の責任である具体的な国民健康保険含めて国庫財源がどういう形でされているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

なかなか大きい問題ですので、いわゆる国全体1,800の自治体で市町村国民健康保険を運営しているわけですので、具体的には、武雄市のこの間の経緯も踏まえて、また平成21年度の国保会計の状況を見ましても、文字どおり加入者の負担の重さと、そしてまた、会計上非常に苦しい台所事情だというのは高木議員も御存じのとおりだと思います。

今後、このおっしゃられました今の質問に対しましては後日、ここで資料を持っていませんので、国の資料を調査して提出したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お昼になりましたけれども、議事を進行させていただいてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

お諮りいたします。本案は議員の意見書提出権によるものであります。よって、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第38 意見書第2号

日程第38. 意見書第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書を議題といたします。
提出者から趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

意見書第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

政府は、2010年度から半額の2兆2,554億円の子ども手当をスタートさせます。その財源について、政府は当初、全額国庫負担と明言をしておりましたが、一方的な地方にも負担を求めるという結論をされております。

財源を地方の負担に求めるような事態になれば、その影響ははかり知れず、地方財政が厳しい状況の中にあって看過できない重要な問題であります。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言しておったとおり全額国庫負担とし、市民負担と市財政を圧迫することのないよう強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

議員各位の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は議員の意見書提出権によるものであります。よって、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第39 用地取得に関する百条調査の件

日程第39. 用地取得に関する百条調査の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。黒岩用地取得に関する百条調査特別委員会委員長
○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

いよいよ最後となりましたけど、よろしく願いいたします。

委員会を平成21年12月定例会において、地方自治法第100条第1項及び同条第10項の規定による調査権を持った「用地取得に関する百条調査特別委員会」が設置され、本委員会に委任されたものでございます。

平成21年12月から平成22年2月にかけて、当時の関係者6名の証人喚問を含めて7回の委員会を開催し、武雄市水道事業第8次拡張事業において生じた用地取得に係る代替地の契約内容及び契約の事実経過について検証を行ってまいりました。

本委員会における調査の経過と結果については、お手元に配付いたしております調査報告書のとおりでございます。

調査の結果、公共事業の用地取得にあつては、生活に支障を来すような場合を除いては金銭買収での用地取得が基本であるが、代替地を提供せざるを得ない場合は隣接地を基本としてあつせん、提供すべきである。

仮にそのような用地がない場合は、山林であっても土地の評価額を参考とした単価で行うべきであり、市内一律の単価設定というのは問題があり、代替地を含む用地買収の基準をつくるべきである。

基本的に市内一円の山林については、統一単価平米300円で買収しており、同じ平米単価300円で売却しても問題ではないとの意見もありました。また、反対に、山林だから市内一円同額というのは問題ではないかとの意見もありました。

また、市道保養センター線工事に伴い平米300円で購入したとはいえ、その後の市道整備と簡易保険保養センター等の立地があつている市道沿いの市有地を、土地の評価をしないまま購入金額で売却しており、問題がある。

代替地に市有地を提供しているが、保養センター線工事の際に残土捨て場として利用していた用地であり、行政財産であつたと見込まれるところから、行政財産を売却することに対する手続の違法性についての疑問が残る。

残土捨て場として利用していた土地の当時の現況は原野の状況であり、植林目的のための代替地としては適当ではないなど、6項目の問題点、意見が出されたところだと思います。

以上の問題点、意見が出されたことから、執行部に対して、今後、用地買収に当たつての改善意見を付して、今後のこととして付して調査報告書を取りまとめたところでございます。

以上で用地取得に関する百条調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

報告書の3枚目ですけど、最終第7回の委員会の中で、いわゆる取りまとめに対して委員長は議決を求められました。その議決の結果は5対4で、多数決で議決を取りまとめておられます。ここにこういう報告書が出るということで、結論として、その中身が報告されていません。私はちゃんとそのことを書きとめるべきではないかと。この間、7回ありますが、それに対して、中身についていわゆる要点、状況といいますか、第6回のときには証人喚問したときに対して発言者など記載されております。そういう意味では、大変7回のこの議決に対してはちゃんと明記するべきだと。それは委員会の中身も含めてこういう形で議決という文言だけではなくて、中身をちゃんと報告するべきだと。委員長としての見解を私はこの場で報告していただきたい、まず1点。

第2点目ですが、私は、委員長に対して、百条委員会の中で12月28日、第1回が開催されて、第4回の1月25日の開催までは、いわゆるT氏にかかわる案件で資料要求をされております。1月25日、委員長として、いわゆる両論併記、それはイコールT氏にかかわる不正はなかったという意見と不正があったという意見、この両方の意見を申し添えて委員長報告にしたいという経過がございまして、私は、また他の委員も賛同者もおられましたけれども、いわゆるそういう百条調査特別委員会が、地方自治法に基づいて設置されたこの委員会が、いわゆる両論併記というのはあり得ないということを申し上げて、これが軌道修正されて、第5回の2月8日以降、いわゆる証人喚問を経て最終第7回、2月23日に終結したわけですが、この中身がなぜ委員長の運営のやり方で変わったのか、その中身について見解をいただきたい。

以上2点です。

○議長（杉原豊喜君）

見解はだめです。委員長、見解とかなんとかはだめです。

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、議長から見解はだめだということでございますけれども、結局この流れについて大きな誤解があるのは、議会活動の中においては、議員の活動と議決後の取り扱いと委員会の審査があるんですね。じゃ、百条委員会は何するかといいますと、皆さん御承知のとおりなんです。疑惑があったり不正があったりしたら、そういうのを調べて、今後どう生かすかというのが百条委員会であるわけです。私の議会活動におきましては疑惑追及という形をしておりました。それは皆さん承知のとおりですよ。一般質問でも言いましたしね。そういう状況の中で百条調査特別委員会は、百条の趣旨というのは今言うた状態なんです。警察機構とも違いますし、いろんな犯罪追及するところじゃなくて、百条は百条にのったやり方をしているつもりです。委員長としてですね。委員会の運営としては、だから、道もない山を300円で買ったと。それが今度道をちゃんとしたのを300円で売っている、これがいいか悪い

かは両方出たんです。これは両方出たから、それはそれと置いておいて、こういうことがないように今後はちゃんと基準を設けるべきだということをちゃんと意見書も出しているつもりです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長、そいけん、5対4の結果報告をここでしていただきたいと。

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）（続）

結果報告は、私は、今のは委員長報告でございまして、結果報告については詳細にわたってここに委員会調査報告書という形で出しているつもりでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点だけお尋ねします。

私も委員会の傍聴は何回かさせていただきました。その中で、これは報告書には書いてはございませんけれども、実は、いわゆる証人喚問をされた、そして慎重にいろいろ検討していただいた経過については承知をいたしておりますし、この中にも証人の名前も書いてございますけれども、実際にこの委員会設置の根底になったのがある投書であり、しかも委員長あてに来た投書とかそういうふうな問題が出されて、証人喚問であれば、その投書をした人、それについては委員長が実は委員会でも報告されておりましたけれども、私は関係者にちゃんと会って確認をしたということまで多分議事録に載っていると思いますが、そういうことであれば、証人喚問をそういうこともやられたんじゃないかという気がしたんですけれども、その方に対する証人喚問が行われたという経過はこの中に載っておりませんので、じゃ、委員長の報告の中にある証人喚問の、いわゆる当事者の市の職員だけじゃなくて、それを提出した人に対する証人喚問があってないということと、一番基本的なことは、実は裁判でも本人尋問というのがあるんですよ。だから、当事者尋問というのを当然、尋問というか証人と呼ぶべきですけれども、その中で、例えば議会で委員会設置の発端になったという山口昌宏議員の質問、その中に出てくる投書ですかね。それからまた、失礼ですけど、委員長に対する投書とか、そういうものについて、やはり委員長とか、山口昌宏議員とか、そういう方々も証人として呼んで論議をされるべきじゃなかったらどうかという気がして期待をしておったわけですよ。何も問題があるからというんじゃないですよ。そういうのが委員会としての手順と思ったんですけれども、そういう論議はなされたかどうか、委員長にお尋ねをします。それが1点です。

○議長（杉原豊喜君）

黒岩委員長

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいま申しましたように、私の個人的な議会活動、いろいろ腹いっぱいありますよね。それと議決、何が議決されたかですね。委員会とは何をするとするか、おのおの違うんですよ。だから、今回私の議会活動についてはここで省略したい。なぜかといいますと、余りにも誹謗中傷が多かったんで、ある弁護士に相談しております。後でしかるべき処置をとります、これは。だから、私の議員活動は自由なんです。疑惑を追及しようが何にしようがですね。その中で私が提出をしました。議決がされました。用地取得に関する調査ですね。それで調査をしました。それは百条に基づく調査をしたつもりですよ。だから不正でないということで先ほど言いましたように両論出てきた、それをどう見るかという決はとらなかっただけなんです。

基本的に市内一円の山林については統一単価、平米単価300円で買収しており、同じ300円で売却しても問題はないという意見もありましたと、一方ですね。また、反対にと言うたですね。山林だから市内一円同額にするのは問題じゃないかという意見もあったと。御船山は3,000円で買っているとか、北方の話も出ました、山内も出ました、そういうのを踏まえて我々が委員会、私が委員会をやってきたのは百条調査特別委員会としての今報告をしているわけです。だから、議決に対して聞かれるなら議長に聞いてください。私の活動に対してやったら、私の活動は今答えません、そういう状況ですから。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

きょうは委員長と私が討論する場所でもない……

〔用地取得に関する百条調査特別委員長「いや、そう聞いているからね」〕

質問いたしますけれども、今の委員長の答弁では、いわゆる委員長の政治活動について私はどうこう言っているわけじゃございません。委員会での活動についてお尋ねしますけれども、委員会の中で委員長が、私たちは傍聴席におりましたけど、議事録に載っているはずですから、その投書についての内容を言われた後、関係者とも会ったということまで話されたことを私は記憶しておりますけれども、そしたら、ほかの職員の方を証人喚問するなら、その事実関係を投書したのが市の関係者であって、関係者ということになっていますから、投書の中ではですね。だから、そのことも証人として喚問して事実関係を確認されたらよかったですなということをお尋ねしておいたものですから、それをお尋ねしておるわけです。

もう1つは、委員長としての立場については、議会活動と委員長としての立場というのは、それは確かにそうですよね。あなたの議会活動は非常に広範ですから。そしたら、委員会

ここで報告のある前に、あなたの議会活動の中で委員会で論議をした、いわゆる現地の調査の結果とかいうのが新聞であっちこっちチラシに入っているのをお聞きしまして、ああ、熱心にやっていたらと思うかもしれませんが、実際問題として考えてみると、その問題の箇所であるところが宅建価格がどう云々とか、土捨て場だ云々という説明等もこの中でいろいろ論議出ていましたけれども、夜景が記されて、真っ暗になるとやみはすべてを隠すということになるでしょうけれども、夜景の部分をとって、光の部分をとって、こんないい場所を何でいわゆる300円かというふうな印象を与えるようなチラシがもう既に委員長報告をされる前に出たけん私がちょっと気にしているわけです。それを議会活動とおっしゃったから、それはいいです。だけど、本当に委員会でこういう委員長として報告いただくのも私たちはそれ初めて今聞くわけですから、そういう点では本当に何で、山口昌宏議員とかあなたがそういうものに関与したという表現じゃないですよ。そういう聞いたという事実関係から委員会設置が始まっているから、何で本人尋問とかそういう証人喚問をされんだったろうかということをやちょっと気になったものですからお尋ねをしたわけです。必要なかったといえば結構ですよ、それで。

○議長（杉原豊喜君）

黒岩委員長

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

今重大なことですので、確認しますけれども、議会報告したことは悪いということですね。

〔30番「悪いとは言わんですよ」〕

そう言ったでしょう。違うですね。

それと、投書ですね。私がずっと言ってきたのは、たとえ子どもの証言であっても、自分が信ずれば疑惑迫及しますよ、私は。だから、皆さんから言われたから、そういう代替地のことがあったかと。代替地はあつとおぼいて。宮本議員に言わせれば、だいでん知つとこったいのという話ですよ。（「おれは知らん」と呼ぶ者あり）あんた言うたやんね。議事録にちゃんと載っている。

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）（続）

だから、私聞いた。実際そういう実態があったかと。不正、不正じゃなくて、実態があったかと。では、人からそう言われるようなことがあったら、やっぱり我々は調べる義務があると思います。それが議員だと私は思ってずっと活動してきましたよ。だから、あなたが今おっしゃるように議会活動を報告したことは悪いということであれば、私は今、弁護士に相談していますよ。それやりますよ。いいですよ。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

そういうやり方が悪いとか、そういうことを私は言っているわけではなくて、いわゆる委員長としての報告がある前に、その事実関係については既に部外に発表されるのが政治活動であれば、それは政治活動でやむを得ないと思いますけれども、そういうようなことであつたと。しかし、そういう経過の手前に実際は疑惑があるとか、疑惑の提出者という人を証人として喚問なされるだろうと、委員会に期待をしておつたところが、委員会はそういうことはしなかったということですから、なぜかという表現もおかしいですけれども、お聞きをしています。これは、私も議員の一人としての当然の質問ですから、私はおかしいことはないと思います。

ただ、問題は、そういう関係者、いわゆる昔、職員であつた人たちがそういうふうなことで、いわゆる職務上知り得たことについて、そういう投書という形の中で一種の告発でしょうね。そういう表現になるとすれば、私はそういう理解をしたんですけれども、それを受けて、当然正確にはどういうことかと調査してもらふ百条委員会は私は別におかしいことじゃないし、当然のことだと思って、それは推移は見守っておつたわけですけれども、その点についての証人喚問がなかったと。あつたのは、その当時の事務職員の関係する人だけで、第2弾の証人喚問があるかと期待しておりましたけれども、これで終わったということでごさいますので、あえてお尋ねをしているわけです。なかったということならば、私はそれでいいんですよ。そこだけです。

○議長（杉原豊喜君）

黒岩委員長

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

今回のことで、先ほど私言いましたように、かなりの名誉毀損ですね。信用失墜されていますよ、具体的に。それはそれとして、今言われるように証人喚問しなかったと。投書の相手に対してですね、それはしても、名前もし知っておつても出さないときもありますよね、私たち議員活動として。逆に先ほど言いましたように、子どもであっても、これはやっぱり調べる必要があると思つたら調べますよね。全く実態がなかったら、私も名誉までかけてしないでしょね。しかし、あつた、そういうことまで出たということは、これは何かあるとやないか、調べてみようやないかというのを当初から私言っているとおりですよ。だから、証人喚問しなかったのは、別にそういう実態が出てきましたからね、交換したという状態が——だから、委員会として百条委員会は読めばわかるとおりですよ。それを使って私は次の議員活動するそれは別ですよ。だから、百条委員会はちゃんと杉原議長のもとで議決したのに対して私は正式にしたつもりですよ。

〔30番「百条委が悪いと言っておるんじゃないんです」〕

○議長（杉原豊喜君）

委員長に対する質疑は、もう議員御承知のとおり、審議の経過と結果についての質問ということになっております。調査の方法等も、私に報告を受けた中では、委員会で決めて行ったということですので、委員長はもうしている、していない、そういった答弁でいいと思います。

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

委員長が最後に申されました、いわゆる百条委員会の性格等ですよ。普通公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査と、単純に言えばかかわってきた職員の方々、含めた方々の事務なり等々についての調査を行うということが趣旨ですよ。

今回この報告書を見たときに、最後のページに調査の問題点、意見がございます。調査特別委員会は、私が未熟かしれませんが、はっきり白か黒かを私は基本的には調査の結果を出すべきであって、その結果として最終的に意見がつくと思うわけですよ。白だからこう、黒だからこうと思うわけですよ。

今回この中で私は、関係された職員の方々の証人喚問等もありました、聞けば。そこで、一定程度報告をされていたようではありますけれども、その方々、20年前の職員の方々が、疑惑があるというようなことが明確になったのかどうか、一つは。それに基づいてここに、今後、市民の皆様疑惑がないよう慎重に業務の遂行をせろと。こういう疑惑、問題点があったのでせろという黒の方向なのか、それとも、いや、疑惑はなかったという明確な白の方向性なのか、私はどうしてもこの文書がまだ理解できないんです。冒頭言いました。担当職員の業務に関する経緯ですので、このところはきっちりせんと、当時の作業された方、職員の方々含めて名誉といいますか、結局あの方が白と思っていたら、白も黒もわからんばいと、当時の仕事はと。これではずっと引きずるわけですね、20年前から。そういう意味では、調査特別委員会としても、この文書では私は逆に言えば(3)項では何か問題があったので、今後それをと、これが最後に残っているような気がするのです、そこら付近をきちんともう1回してもらいたいということで、まず1点目質問します。

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。大河内議員、何か委員長の見解を求めるような質問ですので、経過と結果についての質問をお願いしたいと思います。

黒岩委員長

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

大河内議員おっしゃるとおりですよ。確かに私は入り口から少しキャラが強過ぎたかもわかりません。一般質問の中で書類を出してくれから始まっていますからね、これは。それ

はそれとして、百条の中では本当に職員さんはよく頑張ったと。もちろんその話は出てきておりますし、報告の中に入れておりますね。一生懸命頑張って第8次拡張計画を遂行するために本当に苦労したと話もあります。なかなか適地が見つからなかったとあります。それもちゃんと入れておるつもりですよ。ここには私、委員長報告になしていませんけれど、経過の中でそれ出てきております。入れております。だから、職員さん非常に頑張ったと。苦肉の策だったと。そして、お互い話をついたかしれんけど、やっぱりこういうことが50人からおる以上は代替地についてはもう少し市の基準をちゃんと決めていけば、これ意見になりますけれども、北方町はむしろ土地を買ってくれということが多いんですよ、公共事業の場合は。一部じゃなくて全体を買ってくれということはですね。そっちの処分するのに困るのが今ずっと流れ。公共事業で安く買うことはほとんどないですからね。そういう苦労の中で、ちゃんと基準が設けてあったらこういうことにならなかつたんじゃないかなろうかというのがそういう意味です。いいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

さっき私の質問に、道もないところとおっしゃいました。このいわゆる市が買収しようとしたところには市道あるじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

黒岩委員長

○用地取得に関する百条調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

かんぼの宿というですかね、今、四季のそらに登るところを買収するときに道をつくりながら買収したですね。だから、そのときは道がなかったということです。それが300円だったと。そして今、道がちゃんとできているのに300円というのはやっぱりあと一考、二考しなければいけなかつたんじゃないかなろうかという話が出たということをやっただけです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長よかですよ、そういう答えてもらうのは。委員長報告ですので、審議の経過と結果だけですので。

〔用地取得に関する百条調査特別委員長「すみません」〕

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

土地の規定がなかったて、300円で規定で両方を……

○議長（杉原豊喜君）

内容には触れないでください。経過を。

○6番（宮本栄八君）（続）

規定がなかったことはないですし、今も北方の工業団地は330円ですか、地権者さんと思えますけれども、それもそれでしてあるから全然問題ないんじゃないですか。だから、ルールはあるんじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

それは委員会の中で審議されたでしょう。議員も委員だったでしょうもん。

〔6番「いや、ないと言われたから」〕

〔用地取得に関する百条調査特別委員長「ないです。ありません」〕

委員長いいです。もう答えんでください。

〔用地取得に関する百条調査特別委員長「ありません」〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（発言する者あり）委員長、席に戻ってください。（発言する者あり）内容には触れないでくださいと言えよおが。わからんですか。

〔23番「議長」〕

まだ今議事の途中です。

〔23番「はい」〕

次に、お諮りいたします。用地取得に関する百条調査は以上で終了し、用地取得に関する百条調査特別委員会を廃止したいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、用地取得に関する百条調査は以上で終了し、用地取得に関する百条調査特別委員会は廃止することに決しました。

これをもって用地取得に関する調査を終了いたします。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

武雄市議会会議規則第63条に基づいて緊急質問を申し上げます。

議長の取り計らいをお願い申し上げます。

さきの3月16日……

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。会議規則第63条に基づいての緊急質問ということでございますけれども、緊急質問は、緊急性を具体的に記載の上、文書で議長に提出するとなっております。申し合わせ事項で。

〔23番「それは書いてないですよ」〕

武雄市議会の申し合わせ事項でこのようになっています。

〔22番「武雄の会議規則やっか、それは」〕（発言する者あり）

ここは武雄市じゃなかですかね。

〔23番「私が持っている会議規則にはそんなのは書いてないですよ。私が……」〕

武雄市の議員の申し合わせ事項で、緊急質問は、緊急性を具体的に記載の上、文書で議長に提出し、その取り扱いについてはその都度議運で協議するということになっております。

〔23番「それ、私は持っていませんので。私は会議規則を言っているんですよ」〕

申し合わせ事項はみんな持っておでしょう。

〔23番「だから、緊急であるかどうか判断してください」〕

そしたら、文書で提出されて初めて緊急質問を議運に諮って。

〔23番「いや、緊急質問は、動議でも何でもそうでしょうもん。じゃ、休憩してください」〕

暫時休憩をいたします。ちょっとそのままお待ちください。

休 憩 12時33分

再 開 12時40分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま23番江原議員より緊急質問の申し出がございましたけれども、先ほど申しましたように、緊急質問は、緊急性を具体的に記載の上、文書で議長に提出をし、その取り扱いについて議運で協議するとなっております。私のほうにも文書は出てきておりません。これを今書いて出すとか、これから出すとか、こういったことでは議会の規則が根幹から揺らいでくると思いますので、今回の緊急質問は許可いたしません。

日程第40 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第40. 閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が議長あてにそれぞれ提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもって、平成22年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 12時42分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 山崎鉄好

〃 議員 小柳義和

〃 議員 小池一哉

会議録調製者 末次隆裕